解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日までの存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号

財団法人船橋市開発協会

代表清算人　山﨑　健二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

東京都港区芝浦一丁目六番一号

財団法人芝浦会館

代表清算人　山田　豊造

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

静岡県伊豆市下船原二一三番地の六

財団法人下船原振興会

代表清算人　鈴木　静雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月十一日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

島根県邑智郡美郷町乙原一九四番地

宗教法人教願寺

清算人　中原　良輝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十五日開催の理事会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

徳島県徳島市南矢三町二丁目一番五九号

財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会

清算人　田中　稔

清算人　左倉　昇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

高知市小倉町二番八号

社団法人高知県林業育成協会

清算人　高松　福守

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十四年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

福岡県福岡市中央区天神二丁目五番三五号

岩田屋企業年金基金

清算人　大石　昌彦

解散公告（第一回）

当は法人、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

宮崎県宮崎市橘通西一丁目一番一号

財団法人宮崎学術振興財団

清算人　梶谷　欣也

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年三月十七日開催の総会の決議を経て、平成二十四年三月二十九日に経済産業大臣の許可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

東京都中央区日本橋人形町一丁目一二番一一―三四〇七号

社団法人ザ・ファッショングループ

代表清算人　津田　素子

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十五条第二項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

富山県魚津市釈迦堂一丁目一〇番一号

財団法人魚津市開発公社

清算人　谷口　雅広

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十一月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

富山県滑川市荒俣二八五番地

荒俣土地改良区

代表清算人　池田　文也

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

富山県滑川市笠木八三―二

滑川北部土地改良区

代表清算人　前田　新作

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十二月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

富山県滑川市下梅沢二九〇番地

下梅沢菰原土地改良区

代表清算人　香川　正勝

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十三条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

富山県下新川郡朝日町道一一三三番地

財団法人朝日町開発公社

清算人　脇　四計夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十六日

京都市南区吉祥院政所町七番地

財団法人吉祥院保育園

代表清算人　山下　治雄

第52期決算公告

平成24年5月16日　大阪市北区梅田一丁目3番1―700号

東宝ビル管理株式会社

代表取締役社長　越智　幸次

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,993	流動負債	676
固定資産	2,191	固定負債	47
		株主資本	9,381
		資本金	400
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	8,978
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	8,878
		（うち当期純利益）	(393)
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
資産合計	10,184	負債・純資産合計	10,184